

附表第九 空襲救護業務報告

空襲救護業務報告	昭和〇〇年〇月〇日 〇〇市〇區〇〇町救護所
(印)	

一、救護所長以下一般の行動  
二、救護所作業

- 1、患者收容の状況
- 2、治療の概況(附表第七手術名簿寫を添附し、診療簿に基き具體的詳細に記すものとす)
- 3、衛生材料の状況(附表第三衛生材料補給消費表添附)
- 4、發送の状況(附表第八發送患者名簿寫添附)
- 三、輸送の状況(後方との連絡等につき記載す)
- 四、業務に従事したる人員(醫師、齒科醫師は氏名を記載す)
- 五、其他参考となるべき所見

注意 一、用紙は半紙大(複寫可能)とす

二、附表は末尾に添附す

三、印は救護所長認印とす

形式は問はないが食糧、燃料等の出納を明らかにし後日の資料とする。

(9)、空襲救護業務報告(附表第九参照)

防空救護作業終了後、救護所長は成るべく速かに所在地警察署長並に行政官廳(知事又は都市區長)宛報告を提出する。

この報告は將來に於ける参考となるものであるから、廣く實戰作業に於ける經驗を集録して、精細に記入すると共に、將來の参考となるべき失敗實例、創意工夫による奏效例等は洩れなく記載する要がある。

(10)、其他

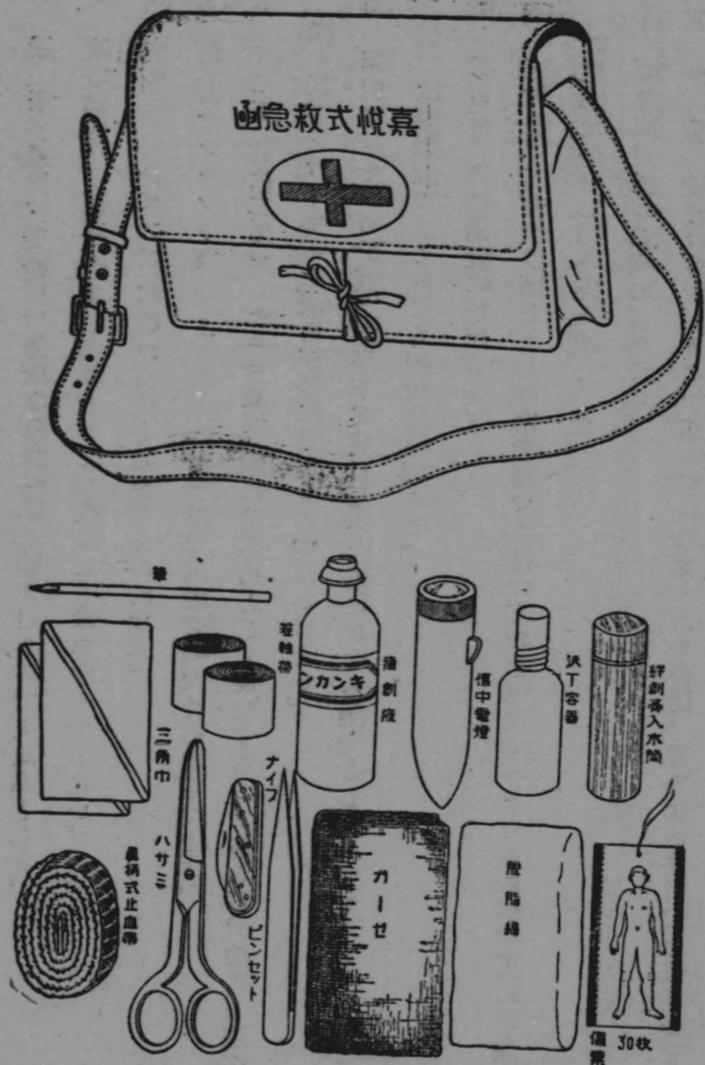
報告、日誌、申請、通牒等の控、或は上司よりの訓示、指示、命令其他必要と認められるものは綴り込としておいて曆年末或は年度末等に定期的に整理するがよい。

#### 第四一、救急用携帯衛生材料

##### 急救用携帯衛生材料

陸軍に於ては、戦場に於ける傷者發生の現場で救急處置をする爲の携帯衛生材料として、軍醫の携行する軍「醫携帶囊」、衛生下士官の携行する「醫療囊」、衛生兵の携行する「繃帶囊」等が準備されてゐる。近時民間に於ても空襲下の救護用として類似の携帶囊類が販賣されてゐるのを見受けるが、其の多くは内容に於て猶相當の検討を要する様に思はれる。特に醫師でない一般人の持つ救急用携帶衛生材料としては、あまり色々の材料を入組んでも十分使用するには餘程の訓練を必要とするので、むしろ簡單なもので必要缺くべからざるものに止めた方がよい。當軍醫部では携帶用救急箱を指導製作せしめたが、その内容は次の様なものとした。

- (1) ナイフ。雑用に使用するを目的とし、衣類、繃帶材料の切斷等にも用ふる。
- (2) 鋏。主として繃帶材料の切斷に用ひ、衣類を切斷する場合にも役立つ様に稍々大型のものとした。



- (3) 鉛筆。通信、連絡用の筆記具は兎角忘れ勝となるので入組品とした。
- (4) 懐中電燈。夜間救急用照明具として必要なことは申すまでもない。
- (5) 安全針(安全ピン)。繃帯の末端を固定するのに用ふ。
- (6) 鑷子(ピンセット)。ガーゼを汚れた手指で處置せぬために必要である。
- (7) 沃丁(又は二%マーキユロ液)。創の消毒用として使用するのであるが、前にも述べた通り沃丁とマーキユロ液を同時に使用するのはいけない。
- (8) 癒創液(キンカン液)空襲下多發し易い火傷に對する藥物として必要である。火傷に對しては癒創液でなく油でも勿論結構である。
- (9) ガーゼ。創の處置に使用する。
- (10) 三角巾。三角巾は原則として傷者自身の持つものを使用すべきであるが、更に救急處置に遺憾なからしめる爲入組とした。
- (11) 脱脂綿。創の處置に使用する。
- (12) 傷票。傷者の住所、氏名、傷の部位程度、止血時間、實施せる注射、血液型等を記入し、傷者の身體に付けて救護所へ運ぶ。(第三一頁參照)

- (13) 繃帯。創の處置には總て三角巾を用ふることは出来るが、主として小さい創には繃帯を使用する。
- (14) 止血帶。戰傷の救護は止血を實施すればそれでもうよいと極言する人さへある位である。本救急箱には眞柄式を入組とした。
- (15) 赤布。止血帶を装着した傷者の肩にかけて標識とする。  
醫師、齒科醫師等の携行する衛生材料としては右の外、次の様なものを用意すればよいであらう。

(一) 器械

- |     |          |     |    |
|-----|----------|-----|----|
| (1) | 二—五 c.c. | 注射器 | 二  |
| (2) | 止血       | 鉗子  | 一〇 |
| (3) | 圓        | 刃   | —  |
| (4) | 尖        | 刃   | —  |
| (5) | 普通       | 鑷子  | —  |
| (6) | 有鈎       | 鑷子  | —  |

出版會承認

い430274號

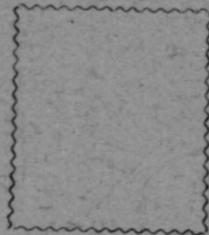
昭和19年5月1日 印刷  
昭和19年5月5日 發行 3000部

防空救護の指針

Ⓢ 定價 至 1.90

特別行爲稅 相當額 至 .12

合計 至 2.02



著者 東部軍軍醫部編纂

發行者 金原一郎  
東京都本郷區湯島切通坂町21番地

印刷者 須藤紋一  
東京都神田區錦町3丁目11番地

印刷所 (東京四九) 三鐘印刷株式會社  
東京都神田區錦町3丁目11番地

(會員番號106517)

發行所 株式會社 金原商店

東京都本郷區湯島切通坂町21番地  
電話小石川 4322・5903 振替口座東京 24068

配給元 日本出版配給株式會社

東京都神田區淡路町2ノ9

手指消毒用として酒精等。	(三)	(3)	(2)	(1)	(二)	(9)	(8)	(7)
	消耗品	止血	鎮痛	強心	藥物	縫合	縫合	持針
		劑	劑	劑		絲	針	器
						若干	若干	一

(完)



AI-4A

-8





